

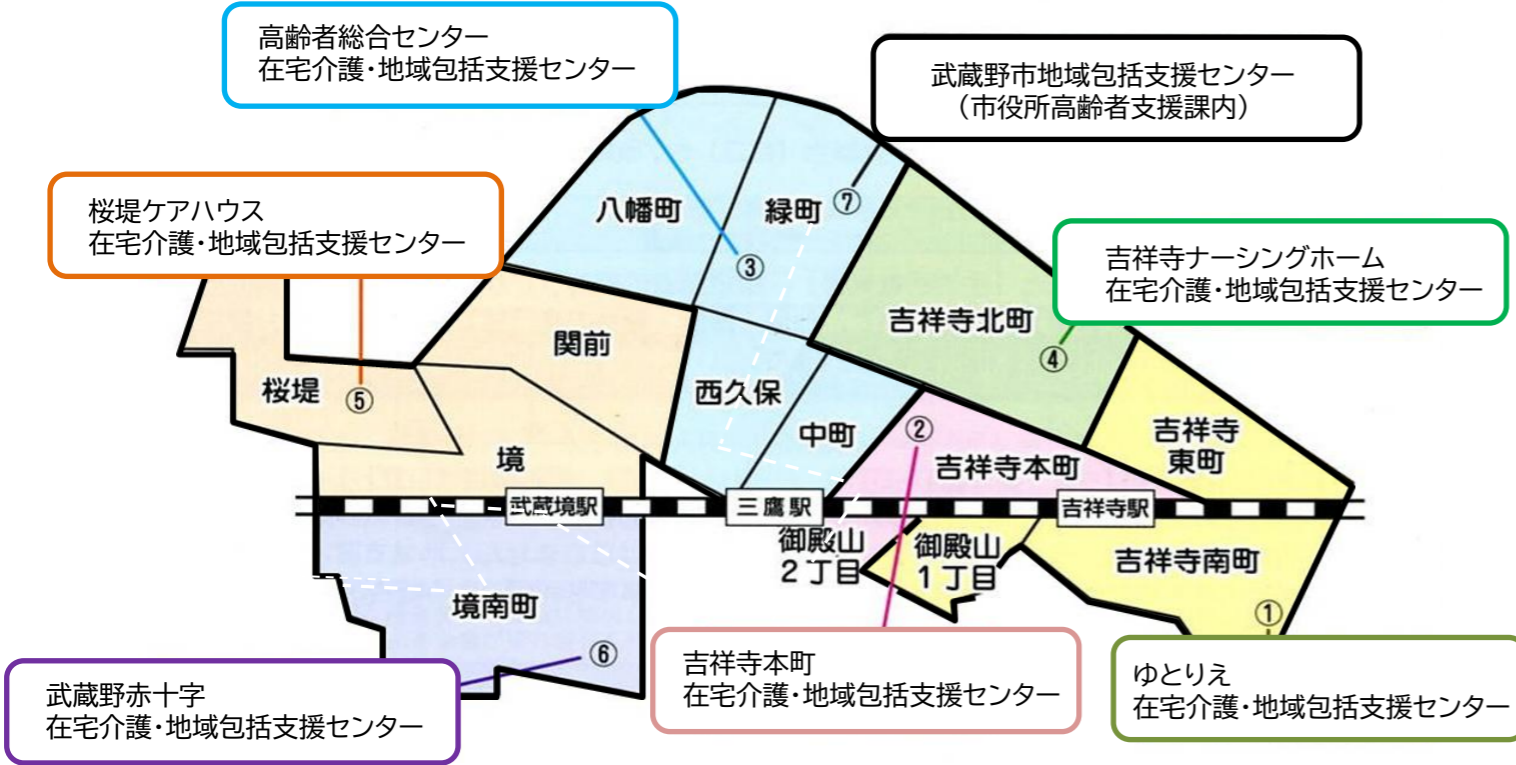
## 相談窓口

### ■基幹型地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。介護予防ケアプランの作成、総合相談・支援、権利擁護、虐待早期発見・防止、地域のケアマネジャーへの支援を専門職が行っています。

### ■在宅介護・地域包括支援センター

地域包括支援センターの機能を持ち、地域の身近な相談窓口として在宅介護などに関するさまざまな相談を受け付けています。担当地域別に市内6カ所に設置され、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行っています。ご自宅などへの訪問も可能です。まずは電話でご相談ください。



地図番号	名称	電話番号	所在地	担当地区	受付時間
①	ゆとりえ 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-72-0313	吉祥寺南町4丁目25番5号	吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山1丁目	月曜日～土曜日 午前8時30分～ 午後5時15分  上記時間外は電話が 転送され電話相談と なります。
②	吉祥寺本町 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-23-1213	吉祥寺本町4丁目20番13号	御殿山2丁目 吉祥寺本町	
③	高齢者総合センター 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-51-1974	緑町2丁目4番1号	中町、西久保 緑町、八幡町	
④	吉祥寺 ナーシングホーム 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-20-0847	吉祥寺北町2丁目9番2号	吉祥寺北町	
⑤	桜堤ケアハウス 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-36-5133	桜堤1丁目9番9号	関前 境 桜堤	
⑥	武蔵野赤十字 在宅介護・地域包括支援センター	☎0422-32-3155	境南町1丁目26番1号	境南町	
⑦	武蔵野市 地域包括支援センター (基幹型)	☎0422-60-1947	緑町2丁目2番28号 (市役所内)	市内全域	月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後5時

# 介護保険料の手引き 第9期（令和6～8年度）

## ■武蔵野市高齢者支援課 問い合わせ先

【介護保険係】 介護保険料、介護保険サービス  
利用料等に関すること 0422-60-1845

【介護認定係】 要介護(要支援)認定に関すること 0422-60-1866

ホームページ <http://www.city.musashino.lg.jp/>  
Eメール SEC-KOUREI@city.musashino.lg.jp

介護保険は、社会全体で介護を「支え合う」制度です。

介護保険は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者及び65歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定され、介護サービスを利用する際に、1割、2割または3割負担で利用することができる制度です。介護保険料は、市が3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて定められます。

高齢者人口の増加にともない、介護を必要とする人が増えています。武蔵野市の人口に占める65歳以上の方の比率(高齢化率)は22.6%、75歳以上の方の比率(後期高齢化率)は13.0%となっており、そのうち、65歳以上の方のおよそ5人に1人、75歳以上の方のおよそ3人に1人が要支援・要介護認定を受けています(令和6年3月1日時点)。

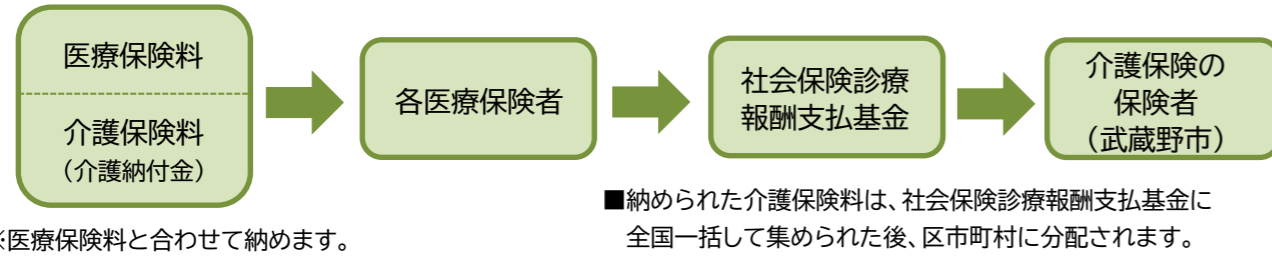
介護サービスに必要な費用(保険給付費)は公費と被保険者の方の保険料でまかなわれています。みなさんが納める介護保険料が、国や自治体などの公費とともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となっています。

65歳以上の方は、原則として住所を有する区市町村が運営する介護保険の第1号被保険者となり(介護保険法第9条)、各区市町村が算定する介護保険料を直接区市町村に納めます。



## 40歳以上65歳未満の方の介護保険料

介護保険の第2号被保険者として、医療保険料と合わせて医療保険者に納めていただきます。算定方法は医療保険者ごとに異なるため、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。



## 65歳以上の方の介護保険料

65歳の誕生日前日の属する月分から、お住いの自治体(武蔵野市)に直接納めていただきます。よって、医療保険料と介護保険料の納め先が分かります。また、医療保険で「被扶養者」となっている方も、65歳からはご自身が被保険者となり、介護保険料を納める必要があります。



## 介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類に分かれます。年金の受給状況によって、納付方法が異なります。

### 特別徴収(年金引き落とし)

対象となる年金の受給が**年額18万円以上**の方

原則として介護保険料の納付は特別徴収が優先されるため、ご自身で納付方法を選択することはできません(介護保険法第131条)。特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎・退職・障害・遺族年金です。老齢厚生年金や恩給などは対象になりません。

対象となる年金を年額18万円以上受給している場合、年金の定期振込(年6回)の際にあらかじめ保険料が年金から差し引かれます。

ただし、年度の途中で65歳になった場合や、武蔵野市に転入した場合、年度の途中で保険料の所得段階が変更になった場合などは、一時的に普通徴収で納めることがあります。

### 普通徴収(納付書払い又は口座振替)

対象となる年金の受給が**年額18万円未満**の方

年金の受給が年額18万円未満の方や、新たに65歳になられた方、武蔵野市に転入された方は、年金天引きが開始するまでの間(半年~1年間)、普通徴収(納付書払い又は口座振替)で保険料を納めていただきます。

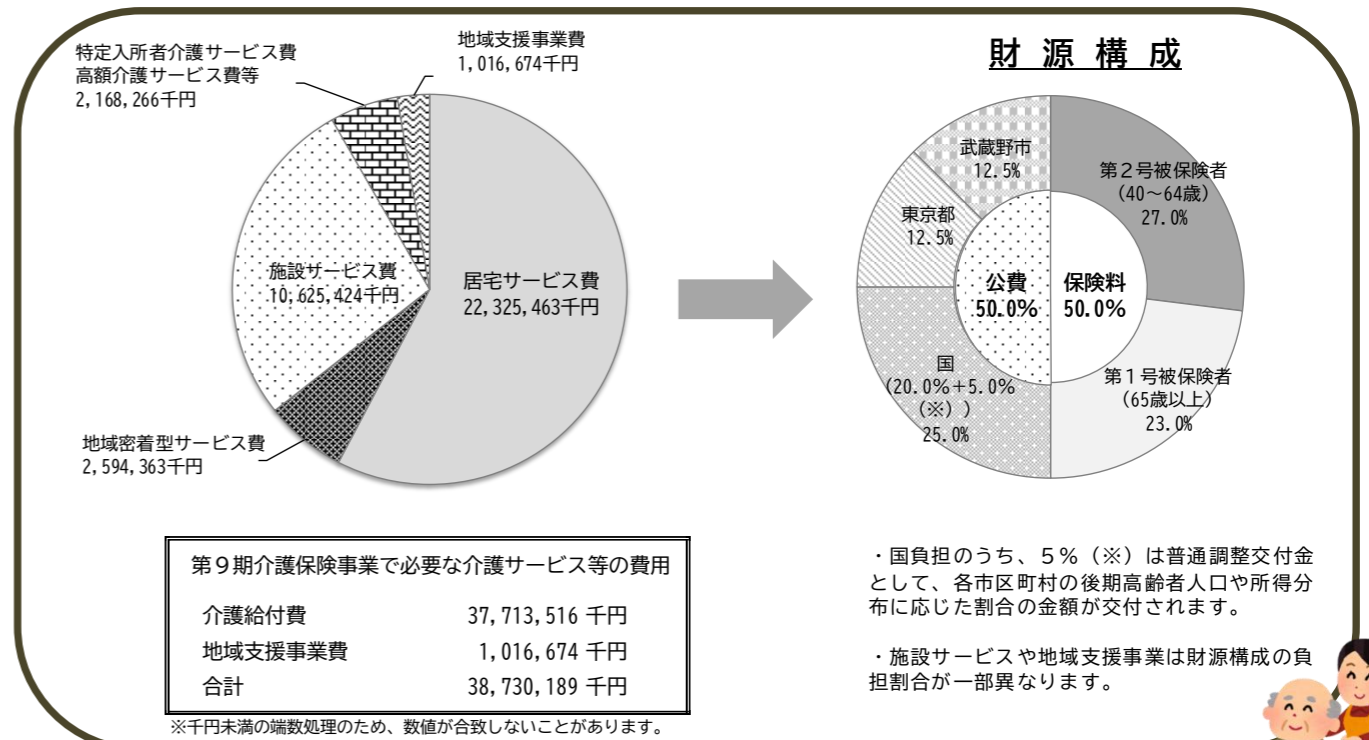
年金の受給が年額18万円以上の方は、半年から1年で特別徴収に自動的に切り替わります(お手続きは不要です)。また、年度途中で保険料が変更になると、普通徴収による支払いが発生することがあります。

普通徴収の方は、納付書で納付することもできますが、納め忘れの心配がない口座振替がおすすめです。口座振替を登録した場合、特別徴収に切り替わるまでの間は口座振替となります。

## 給付と財政、武蔵野市の特徴

介護保険給付の財源は、50%が被保険者の方の保険料、50%が公費でまかなわれています。被保険者の方の負担割合は、人口構成の比率を基準として事業期ごとに政令で定められます。第9期は、第1号被保険者 23%、第2号被保険者 27%で、第8期から据え置きとなりました。

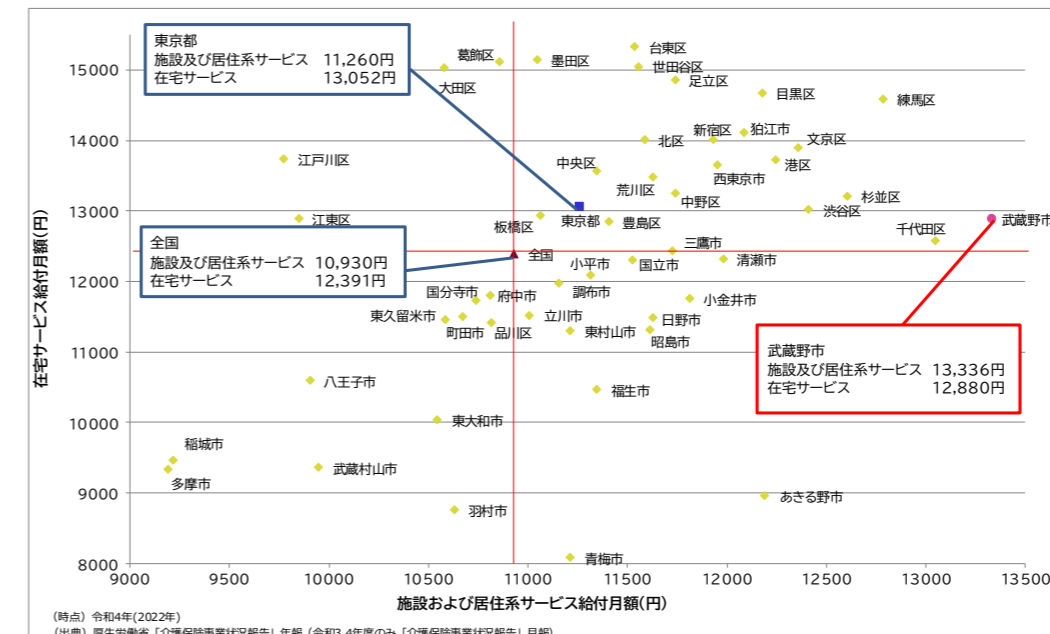
公費の負担割合は、市 12.5%、東京都 12.5%、国 25%(うち5%は調整交付金)です。



## 武蔵野市の給付の特徴

武蔵野市では、65歳以上の方一人あたりの利用率・給付額が、施設サービス、居住系サービスともに全国平均を上回っています。これは、地域包括ケアシステム推進のため在宅重視の施策を推進してきた成果とともに、これまでの施設整備によって施設サービスが充実していることを示しており、在宅サービス、施設及び居住系サービスともに利用が活発であることが特徴です。

第9期においても、在宅と施設のバランスに考慮しながら、多機能な中・重度要介護者向けサービスを充実していきます。



## 第9期(令和6～8年度)の介護保険料

### 保険料基準額(月額)が変わります

介護報酬改定、施設整備による影響、要介護者の増加などにより、実質保険料(月額)は7,324円になります。被保険者の負担を軽減するため、介護給付費等準備基金9億6,248万8千円を取り崩し、保険料基準額(月額)を6,600円としました。



### 保険料の所得段階

- 国が定める基準所得金額の変更に伴い、第8期における第10段階(合計所得金額が210万円以上220万円未満)と第11段階(合計所得金額が220万円以上320万円未満)を統合して第10段階(合計所得金額が210万円以上320万円未満)とし、第11段階以降の所得段階を区分する合計所得金額を変更しています。そのため、所得の変動がない方でも所得段階が変わる場合があります。
- 所得段階区分は第8期と同様の20段階設定とし、累進性を維持しています。

### 低所得の方などへの対応

- 第1段階から第4段階の方の保険料については第8期からさらに乗率の引き下げ、公費による軽減も行い、保険料を第8期と同額に据え置くことで、引き続き低所得の方の負担に配慮した保険料設定としています。  
※公費による軽減前の金額はそれぞれ、第1段階・第2段階が34,500円、第3段階が46,400円、第4段階が48,400円です。
- また、課税層の一部を含む第5段階から第7段階の方についても、保険料を第8期と同額に据え置いています。

### 負担割合の判定

- 第9期では、介護保険料の所得段階を区分する合計所得金額を変更しましたが、介護保険の利用者負担割合の判定基準は第8期から変更ありません。

満70歳以上の方は「東京都シルバーパス」を購入することができます。所得によっては1,000円で購入することができ、この所得の証明として「介護保険料納入通知書」を利用できます。武蔵野市の場合、第7段階以下の方が該当します。第8段階の方は、所得によっては該当しますので、必要に応じて「住民税(非)課税証明書」を取得してください。  
なお、東京都シルバーパスに関するお問い合わせは東京バス協会にご連絡ください。



## 介護保険料の減免・徴収猶予



65歳以上の被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方に、火災や震災等で財産の著しい損害や減収があったとき等、条例で定める特別な事情がある場合には、保険料減免や徴収猶予の申請をすることができます。

※申請には期限があります。減免及び徴収猶予の詳細については介護保険係までお問い合わせください。

## 保険料の納期限と通知方法

年間保険料額(4月～翌3月分)は住民税の確定後に算定し、毎年7月に通知します。

### 特別徴収の場合

前年度から継続して特別徴収の場合、4月と6月は前年度の2月に年金から引き落とした保険料と同額をそれぞれ引き落とします。8月・10月・12月・翌2月については、7月に通知する年間保険料額から4月と6月に引き落とした保険料を差し引いた残額を、4回に分けて引き落とします。

※100円未満の端数については、10月の引き落とし分で調整します。

武蔵野市で初めて特別徴収となる場合は、4月・6月・8月・10月のいずれかから開始となります。この開始月は、年金保険者から市へ送られる通知の時期により異なります。また、年度途中の保険料変更などにより一時的に特別徴収が停止している場合、特別徴収の再開は次の10月です。

前年度	仮徴収			本徴収		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度の2月と同額を引き落とします 住民税確定後に年間保険料額を算定し7月に通知します

### 普通徴収の場合

普通徴収の場合、確定した住民税をもとに算定した年間保険料額を7月に通知します。納付回数は、第1期(7月)から第8期(翌2月)までの8回です。1回あたりの納付額は、「年間保険料額÷8回」となります(ただし新たに65歳になられた方、転入された方については、納付回数異なる場合があります)。

※100円未満の端数については、第1期(7月)分で調整します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	



※65歳に到達された方、転入・転出された方、所得の修正申告等により所得段階に変更があった方などは、直近の保険料算定月(7月以降、翌2月まで毎月実施)で保険料を算定し、通知します。

## 保険料を納めないでいると

通常、介護サービスを利用する際の利用者負担は、収入や所得に応じて1割、2割または3割のいずれかとなります。ただし、保険料を納めない場合には、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

督促状や催告書が送付されます。また、延滞期間に応じて延滞金が発生する場合があります。

1年以上滞納すると

介護サービス費用の全額がいったん自己負担となります。後日、申請により保険給付分の払い戻しを受けることになります(償還払い)。

1年6か月以上滞納すると

介護サービス費用の全額がいったん自己負担となります。保険給付分の払い戻しの全部または一部の支払いが差し止められ、滞納している保険料に充てられます。

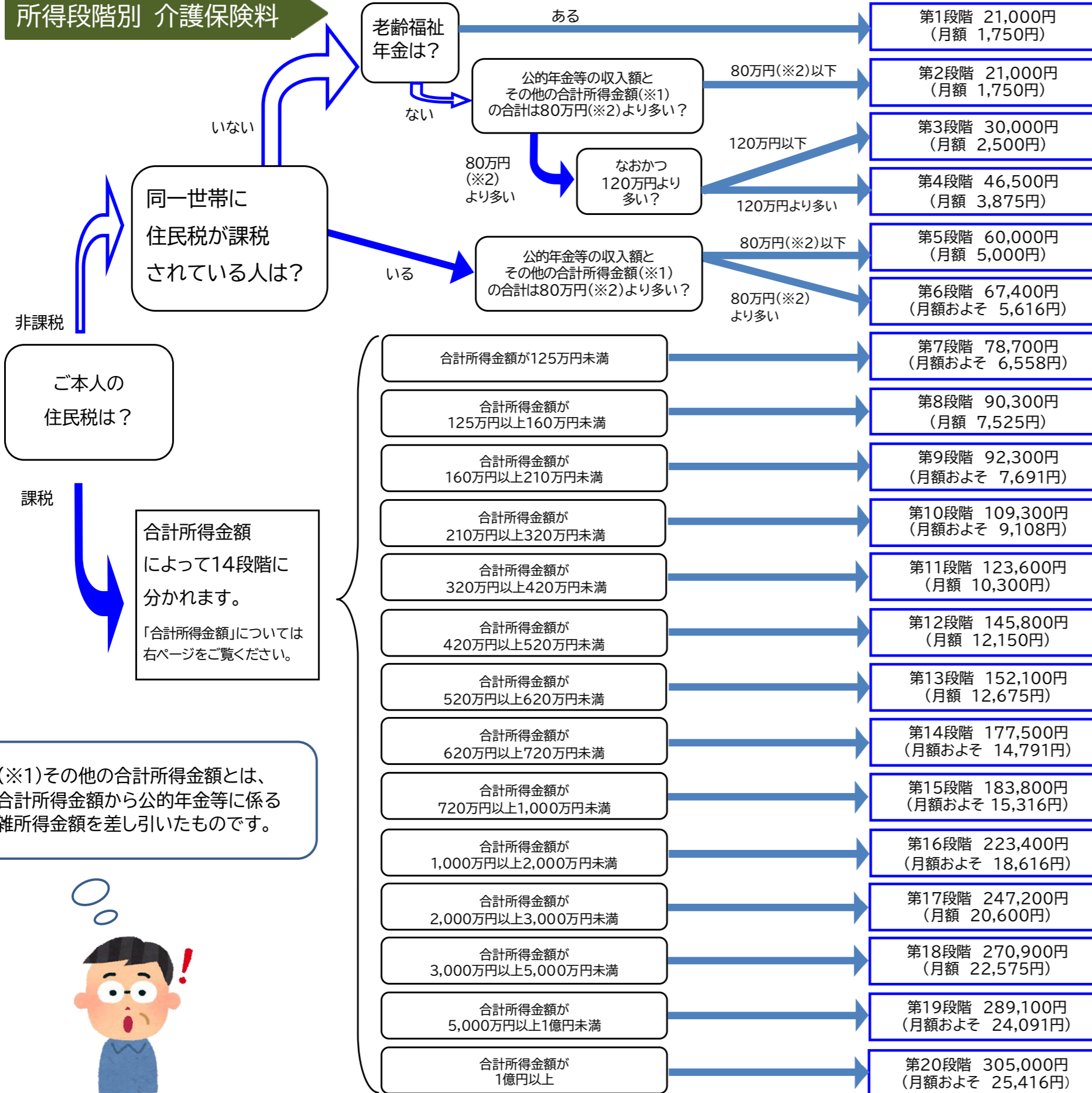
2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、一定期間利用者負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などが受けられなくなります。



第9期(令和6~8年度)

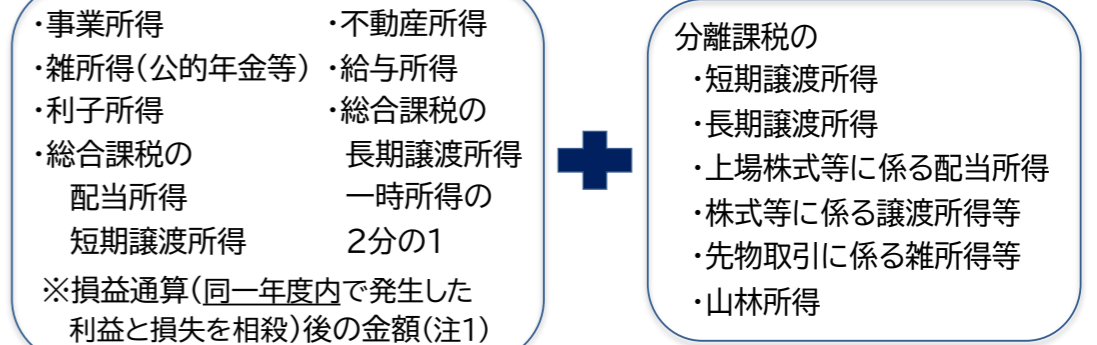
所得段階別 介護保険料



- 第1段階～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額です(軽減前は第1・2段階が34,500円、第3段階が46,400円、第4段階が48,400円)。
  - 老齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられた制度です。
  - 公的年金等の収入額には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含みません。
  - 生活保護を受給されている方は第1段階となります。
  - 第2段階～第6段階の方については、令和3年度税制改正が影響しないよう、給与所得金額及び年金所得金額の片方または両方の合計から10万円を限度とした控除を行います。
  - 令和7年度税制改正により令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、介護保険法施行令の改正が行われ、令和8年度の保険料算定に限り、税制改正前の給与所得控除額を用いた所得で算定します。そのため、住民税が非課税の方でも、介護保険料の算定上は課税とみなされる場合があります。
- (※2)第2段階及び第5段階の基準所得金額が80万円から、令和7年度分の保険料は80万9千円、令和8年度分の保険料は82万6,500円に改正されました。

合計所得金額とは

介護保険料は、被保険者本人の所得や世帯の課税状況等により算定されます。保険料の算定には「合計所得金額」を用います。



合計所得金額

※分離課税の譲渡所得の特別控除を受けている場合は、その適用前の金額が合計所得金額となりますが、介護保険料算定の際には、適用後の金額を用います(平成30年度からの措置です)。

(※1)その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得金額を差し引いたものです。

(注1)

右記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・過去3年内の上場株式等に係る譲渡損失の  
 本年分の上場株式等に係る譲渡所得から差し引く繰越控除  
 本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除